

R7年度電子処方箋活用・普及促進事業に関するQ&A

NO.	質問	回答
1	補助金の対象となる経費を教えてください。	・『社会保険診療報酬支払基金が実施する保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)による補助金』(以下「基金補助金」)と対象経費は同じであり、電子処方箋導入のための既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る経費を対象とします。 ・事業区分は以下3つに分かれ、それぞれで補助上限が異なります。 (1) 電子処方箋管理サービスを初期導入 (2) 既に電子処方箋管理サービスを導入している施設が新機能を導入 (3) 電子処方箋管理サービスを初期導入と新機能を同時に導入
2	「基金補助金」と重複して申請可能ですか？	重複して交付を受けることができます。 本補助金は、「基金補助金」の交付決定後に申請いただくものです。
3	申請前に実施した電子処方箋導入等経費は補助対象になりますか？	本補助金、基金補助金ともに、電子処方箋導入後に申請いただくものです。 「基金補助金」の交付決定を受けていれば導入時期は問わず補助対象になります。
4	いつまでに電子処方箋を導入したものが補助対象になりますか？	令和7年9月30日までに電子処方箋を導入したものが補助対象となります。
5	令和6年度に導入した場合も補助対象になりますか？	補助対象になります。
6	電子処方箋の新追加機能とは？	「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた以下5つの機能を指します。 (1)リフィル処方箋 (2)口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧 (3)マイナンバーカード署名 (4)処方箋ID検索 (5)調剤結果ID検索 この5つ以外の機能に係る導入経費は補助対象外となります。
7	電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト(修理費用を含む)も補助対象になりますか？	導入後に生じるランニングコスト(修理費用を含む)は補助対象外となります。

8	交付申請書兼請求書には何を添付すればよいですか？	以下、5点を添付してください。 (1)医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知書 (2)医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)に基づき社会保険診療報酬支払基金に申請した資料一式 (3)電子処方箋の対応施設であることを医療機能情報提供制度における「医療情報ネット」で公表されるための 手続をしたことが分かる資料 → 例)医療情報ネット画面、医療情報ネット情報更新手続に係る資料の写し ・医療情報ネットの掲載情報のうち「電子処方箋発行(受付)可能」と登録されていることが分かる画面のキャプチャ (4)電子処方箋の周知広報をしたことが分かる資料 → 例)電子処方箋対応施設であることを示したホームページ画面、掲示した周知広報資料の写真 (5)振込先口座の通帳のコピー(金融機関・支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が記載されている部分)
9	電子処方箋の周知広報とは何をすればよいですか？	以下2点を実施いただきます。 (1)電子処方箋対応施設であることを医療機能情報提供制度における医療情報ネットで公表されるための手続 (2)以下 ア、イのいずれか ア 電子処方箋の対応施設であることをホームページ等へ掲載 イ 県HPで示す周知広報資料を対象施設に掲示
10	実績報告に添付する「周知広報をしたことが分かる資料」とは具体的に何ですか？	県で想定する例を列挙いたします。 (1)電子処方箋対応施設であることを医療機能情報提供制度における医療情報ネットで公表されるための手続 → 例)・医療情報ネットで変更手続きしたPC画面のキャプチャ ・医療情報ネットの掲載情報のうち「電子処方箋発行(受付)可能」と登録されていることが分かる画面のキャプチャ (2)ア 電子処方箋対応施設であることをホームページ等へ掲載 → 例)電子処方箋対応と記載がある施設のホームページ画面のキャプチャ イ 県HPで示す周知広報資料を対象施設に掲示 → 例)掲示した広報資料の写真